

大阪、東京、中研、四日市、福岡、仙台、札幌、石労本部
石労支部、石原テクノ㈱、石原バイオサイエンス㈱、石原鉱産㈱、石原酸素㈱、
石原エンジニアリングパートナーズ㈱

公告 882 号
2024 年 4 月 19 日

被保険者 各位



規程変更に関する件

表記に関しまして、令和 6 年 3 月 21 日に開催された第 173 回組合会で提案した
規程変更を東海北陸厚生局長へ届出申請し、受理されましたので、次の通り公告
いたします。

1. 組合会議員選挙執行規程

- ・議員任期の実態に合わせた総選挙期日変更(第 2 条)
- ・立候補届出の推薦人人数の変更(第 8 条)
- ・健保連規程例に倣い変更(第 22 条 2 項)

2. 理事及び理事長選挙執行規程

- ・健保連規程例に倣い修正変更を実施。

3. 個人情報保護管理規程

- ・個人情報の利用目的の特定と公表等(第 3 条 3 項削除)
 - ・個人情報開示にかかる手数料の記載(第 16 条)
 - ・個人情報の漏洩発生時対応についての記載(第 22 条 2 項)
- (個人情報漏えい問題発生時連絡体制及び漏えいした場合の対応)
(別表)
- ・診療報酬の審査・支払に必要な利用目的及びオンライン資格確認等
システムの利用に目的の記載(別表 2-8 項)

4. 被扶養者認定基準の削除

- ・健康保険法の定めにした運用のため削除
(健保組合独自の基準が定められていたため)

添付資料

新旧条文対照表

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

以上

< 添付資料 >

新旧条文対照表

組合会議員選挙執行規程

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(総選挙の期日) 第 2 条 議員の任期満了による総選挙は議員の任期が終る日の前 1 0 日以内に行なうことができる。	(総選挙の期日) 第 2 条 議員の任期満了による総選挙は議員の<u>任期が終る日の翌日に行なう。但し特別の事情がある場合には、議員の</u>任期が終る日の後 1 0 日以内に行なうことができる。
(その他の選挙) 第 4 条 <u>第 2 条第 2 項</u>の規定は、再選挙、補欠選挙及び増員選挙の場合においても同様とする。	(その他の選挙) 第 4 条 第 3 条の規定は、再選挙、補欠選挙及び増員選挙の場合においても同様とする。
(選挙人名簿の調製) 第 5 条 (略) 4 選挙人名簿は、<u>規約第 9 条</u>により投票区を設けた場合には、その投票区ごとに調製しなければならない。	(選挙人名簿の調製) 第 5 条 (略) 4 選挙人名簿は、<u>第 3 条第 2 項の規定</u>により投票区を設けた場合には、その投票区ごとに調製しなければならない。
(立候補の届出等) 第 8 条 (略) 2 前項の届出をする場合には、被保険者である組合員 <u>1 0 人</u>以上の推せん者があることを要する。	(立候補の届出等) 第 8 条 (略) 2 前項の届出をする場合には、被保険者である組合員 <u>2 0 人</u>以上の推せん者があることを要する。
(選挙人の確認、宣言) 第 2 2 条 (略) <u>2 前項の規定による宣言は、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、選挙人に読み聞かせた上、選挙人にこれを署名させなければならない。</u>	(選挙人の確認、宣言) 第 2 2 条 (略) (新設)
(当選無効) 第 5 3 条 <u>第 5 1 条</u>の規定は、当選人の当選が無効となった場合に、これを準用する。	(当選無効) 第 5 3 条 <u>第 5 0 条</u>の規定は、当選人の当選が無効となった場合に、これを準用する。

理事及び理事長選挙執行規程

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(理事の選挙日) 第 2 条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって、当選人が決定後直ちに行なう。但し特別の事情がある場合には、その日以後 7 日以内に行なうことができる。<u>この場合においては、理事長は、選挙の期日を定めなければならない。</u>	(理事の選挙日) 第 2 条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって、当選人が決定後直ちに行なう。但し特別の事情がある場合には、その日以後 7 日以内に行なうことができる。
(投票) 第 6 条 選挙人は選挙会場において、投票用紙に自らその選挙において選挙すべき被選挙人 <u>1 人</u>の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。	(投票) 第 6 条 選挙人は選挙会場において、投票用紙に自らその選挙において選挙すべき<u>理事の定数以下の</u>被選挙人の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。
(郵便による投票) 第 7 条 選挙人がやむを得ない事由により、選挙の当日自ら選挙会場に行き投票をすることができない場合においては予め選挙長から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自らその選挙において選挙すべき被選挙人 <u>1 人</u>の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封印し、更にこれを他の封筒に入れ封印、その裏面に署名し、且つ投票在中の旨を明記して開票をする時刻までに到着するように、選挙長に送付しなければならない。	(郵便による投票) 第 7 条 選挙人がやむを得ない事由により、選挙の当日自ら選挙会場に行き投票をすることができない場合においては予め選挙長から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自らその選挙において選挙すべき<u>理事の定数以下の</u>被選挙人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封印し、更にこれを他の封筒に入れ封印、その裏面に署名し、且つ投票在中の旨を明記して開票をする時刻までに到着するように、選挙長に送付しなければならない。
第 16 条 (削除)	<u>(増員選挙)</u> 第 16 条 <u>理事の定数の増員の場合においては、理事会は、選挙期日を定めて増員選挙を別記第 7 号様式により行なわせなければならない。</u>

(組合会議員選挙執行規程の準用) 第19条 理事及び理事長の選挙の執行に関して、この規定に定めていない必要な事項は、組合会議員選挙執行規定を準用する。	(組合会議員選挙執行規程の準用) 第19条 理事及び理事長の選挙の執行に関して、この規定に定めていない必要な事項は、組合会議員選挙執行規定を準用する。<u>(別記第7号様式により作成)</u>
--	---

個人情報保護管理規程

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(個人情報の利用目的の特定と公表等) 第3条 (第1項 略) 2 組合は、<u>法第18条第3項各号に定める場合を除き</u>、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。 3 <u>(削る)</u> 3 第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。	(個人情報の利用目的の特定と公表等) 第3条 (第1項 略) 2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。 3 <u>前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。</u> <u>一 法令に基づく場合</u> <u>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</u> <u>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</u> <u>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</u> 4 第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。

4 第2項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。

(個人情報の第三者への提供)

第4条 法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。

(第2項 略)

3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、個人情報を第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。)に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。

4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。

(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)

第5条 (第1項 略)

2 特定個人情報については、番号法第20条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。

3 法第20条第2項各号に定める場合を

5 第2項、第3項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。

(個人情報の第三者への提供)

第4条 法第23条第1項に定める除外事項を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。

(第2項 略)

3 法第23条第1項に定める除外事項等ガイダンスⅢ7(1)に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。

4 法第23条第1項に定める除外事項等ガイダンスⅢ8(1)に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。

(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)

第5条 (第1項 略)

2 特定個人情報については、番号法第19条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。

3 法第17条第2項各号に定める場合を

除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

第6条～第15条 (略)

(開示手数料)

第16条 開示の請求に対しては以下の手数料を徴収する。

- (1) レセプト並びに保有個人データの開示申請に係る手数料(以下「開示手数料」という。)は、開示、不開示に関わりなく文書1件につき300円を徴収する。
- (2) 開示申請後、開示決定した場合は、開示手数料のほか、開示実施手数料としてA4文書1枚につき10円を徴収する。
- (3) 郵送を希望する場合には、郵送料(書留郵便)相当額を徴収する。

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスⅢ6に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。

表1

適用関連

- ・保険者番号及び被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号
- ・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額

除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

第6条～第15条 (略)

(新設)

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

(新設)

表1

適用関連

- ・記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号、被保険者枝番
- ・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額

・ <u>その他被保険者等にかかる情報</u> 保険給付関連（現物） ・ 診療報酬明細書（レセプト）記載情報 【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報、<u>その他被保険者等にかかる情報</u>】 保険給付関連（現金） ・ 療養費、移送費関連 【治療用装具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経費・費用、申請理由等、<u>その他被保険者等にかかる情報</u>】 ・ 傷病手当金関連 【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報、<u>その他被保険者等にかかる情報</u>】 ・ 出産手当金・出産育児一時金関連 【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報、<u>その他被保険者等にかかる情報</u>】 ・ 埋葬料（費）関連 【死亡年月日、埋葬に要した費用、<u>その他被保険者等にかかる情報</u>】 保健事業関連 ・ 健康診査、保健指導関連 （特定健康診査・特定保健指導・事業所とのコラボヘルスを含む） 【受診年月日、健診期間名称・所在地、健診・問診結果、指導結果、<u>その他被保険者等にかかる情報</u>】 別表 2 1～3 略 4 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的 【健保組合等の内部での利用に係る事例】	保険給付関連（現物） ・ 診療報酬明細書（レセプト）記載情報 【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報】 保険給付関連（現金） ・ 療養費、移送費関連 【治療用装具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経費・費用、申請理由等】 ・ 傷病手当金関連 【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報】 ・ 出産手当金・出産育児一時金関連 【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報】 ・ 埋葬料（費）関連 【脂肪年月日、埋葬に要した費用】 保健事業関連 ・ 健康診査、保健指導関連 （特定健康診査・測定保健指導・事業所とのコラボヘルスを含む） 【受診年月日、健診期間名称・所在地、健診・問診結果、指導結果】 別表 2 1～3 略 4 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的 【健保組合等の内部での利用に係る事例】
--	---

・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】 ・レセプトデータの内容点検・審査の委託 ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像 取込み処理の委託 【審査支払機関への情報提供を伴う事例】 ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振 替のための加入者情報の提供 ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振 替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供 5 ～ 6 略 7 特定個人情報 番号法第 1 9 条第 7 号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的 【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】 ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等 ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報 ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報 ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等 ・保険給付及び任意継続被保険者の保険料の還付の事務にかかる公金受取口座の情報 【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】 ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報 ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報 8 オンライン資格確認等システムの利用に	・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】 ・レセプトデータの内容点検・審査の委託 ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像 取込み処理の委 5 ～ 6 略 7 特定個人情報 番号法第 1 9 条第 7 号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的 【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】 ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等 ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報 ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報 ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等 【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】 ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報 ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報 (新設)
--	---

係る利用目的 【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】 ・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録 【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】 ・ 特定健診データ	
---	--